

熊取町木材利用基本方針

第1 公共建築物における木材利用促進のための施策に関する基本的事項

近年、地球環境問題などへの関心の高まりなどから、地域の生活環境に密接に関わる森林の維持管理と、その森林資源の有効活用が求められている。また、平成22年10月1日には「公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律」（以下「法」という。）が施行され、公共団体における公共建築物等での木材利用促進が要請されている。

この基本方針は、法第9条第1項の規定に基づき、本町の公共建築物等における木材の利用の促進のための施策について必要な事項を定めるものである。

第2 熊取町が整備する公共建築物等における木材利用の目標

1 公共建築物における木材利用の促進

(1) 定義

公共建築物とは、町内に整備される法第2条第1項各号及び公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律施行令（平成22年政令第203号）第1条各号に掲げる建築物であり、庁舎も含む。

(2) 公共建築物の木造・木質化の推進

多数の町民が身近に接する公共建築物はPR効果が高いことから、他法令等で制限のない限り木造化を推進する。また、非木造施設も含めて、木質化を推進する。

2 公共土木工事等における木材利用の推進

町が実施する公共土木工事や公共施設の工作物等においては、木材の特性が発揮される箇所に積極的に木材利用を進めるものとする。

3 備品及び消耗品における木材利用の推進

町が所管する公共建築物における備品及び消耗品の導入にあたっては、可能な限り木材を使用した製品を導入する。

4 上記の木造・木質化等で使用する木材については、可能な限り大阪府内で産出された木材とする。

第3 その他公共建築物等における木材の利用促進に関する必要事項

1 推進体制

町は、必要があるときは関係部課間で協議し、全庁的に連携しながら木材の利用に取り組めるよう努める。

また、泉州地域の各市町との連携体制により、地域ぐるみの取り組みとして進める。

2 地方公共団体以外への要請

木材利用拡大のため、活用事例や特性等に関する情報提供等を積極的に行い、公共建築物等に準ずる施設の整備等についても積極的な木材利用を要請する。

附 則

この方針は、平成28年3月31日より施行する。